

横須賀市報

号外第4号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

条 例			
◇横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正……	2	◇職員定数条例中一部改正……	〃
◇指定管理者選考委員会等条例中一部改正……	〃	◇コミュニティセンター条例等中一部改正……	〃
◇(仮称)北こども園設計事業者選考委員会条例……	〃	◇企業立地等促進条例中一部改正……	4
◇新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例廃止…	3	◇老人デイサービスセンター条例中一部改正……	5
◇横須賀市空家等対策協議会条例……	〃	◇婦人保護施設の設備等に関する基準を定める条例中一部改正……	〃
◇三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会条例……	〃	◇横須賀市国民健康保険条例中一部改正……	6
		◇横須賀市介護保険条例中一部改正……	7
		◇都市公園条例等中一部改正……	8
		◇消防団条例中一部改正……	〃

本号で公布された条例のあらまし

- 横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(条例第10号)
 - 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号を利用することができる事務として準法定事務を加える。
 - 2 施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日
- 指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例(条例第11号)
 - 1 三笠公園等指定管理者選考委員会の名称を変更する。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- (仮称)北こども園設計事業者選考委員会条例(条例第12号)
 - 1 (仮称)北こども園の設計を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する(仮称)北こども園設計事業者選考委員会について必要な事項を定める。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- 新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例を廃止する条例(条例第13号)
 - 1 新サービス実用化支援補助事業審査委員会を廃止する。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- 横須賀市空家等対策協議会条例(条例第14号)
 - 1 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための附属機関として設置する横須賀市空家等対策協議会について必要な事項を定める。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- 三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会条例(条例第15号)
 - 1 三笠公園における本庁地区の集客及び交流の拠点としての機能を拡充する事業の整備並びに当該公園の運営を行う事業者の選考等に関する諮問に応ずる附属機関として設置する三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会について必要な事項を定める。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- 職員定数条例の一部を改正する条例(条例第16号)
 - 1 執行体制の見直しなどに伴い、職員の定数について、市長の事務部局の職員2人、上下水道局の事務部局の職員5人、教育委員会の事務部局及び学校等の職員5人を減らす。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例(条例第17号)
 - 1 坂本コミュニティセンターの位置を変更し、多目的室、軽運動室、会議室及び和室を設け、その使用料の規定を設ける。
 - 2 北下浦コミュニティセンターについて次のように改める。
 - (1) 分館を設置する。
 - (2) 分館の管理を指定管理者に行わせる。
 - (3) 分館の施設の使用料について利用料金制度をとることとする。
 - 3 大津コミュニティセンターのファミリールームを廃止する。
 - 4 施行期日 規則で定める日。ただし、3については、令和6年5月1日
- 企業立地等促進条例の一部を改正する条例(条例第18号)
 - 1 企業等及び設備投資の定義を改める。
 - 2 奨励措置を受けるための要件を改める。
 - 3 大規模な設備投資を行う企業等に対する奨励金交付措置を設ける。
 - 4 施行期日 令和6年4月1日
- 老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例(条例第19号)
 - 1 本町老人デイサービスセンター及び鴨居老人デイサービスセンターを廃止する。

- 2 施行期日 令和6年4月1日
- 婦人保護施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第20号）
 - 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、題名を女性自立支援施設の設備等に関する基準を定める条例に改め、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を改める。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- 横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第21号）
 - 1 国民健康保険法の改正に伴い、退職被保険者に係る規定を廃止する。
 - 2 基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率に係る被保険者均等割及び世帯別平等割の規定を改める。
 - 3 施行期日 令和6年4月1日
- 横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例（条例第22号）
 - 1 令和6年度から令和8年度までの介護保険料を改める。
 - 2 施行期日 令和6年4月1日
- 都市公園条例等の一部を改正する条例（条例第23号）
 - 1 湘南鷹取5丁目第2公園及び富浦公園の水泳プールを廃止する。
 - 2 水泳プール（馬堀海岸公園水泳プールを除く。）の供用日を改める。
 - 3 馬堀海岸公園水泳プールの供用日及び供用時間を改める。
 - 4 都市公園内に保育所等の社会福祉施設を設ける場合の手数料を設ける。
 - 5 施行期日 令和6年4月1日。ただし、1については、令和7年4月1日
- 消防団条例の一部を改正する条例（条例第24号）
 - 1 消防団の定員を改める。
 - 2 消防団員の任用条件を改め、上限年齢を廃止する。
 - 3 施行期日 令和6年4月1日

条 例

横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第10号

横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

横須賀市個人番号の利用に関する条例（平成27年横須賀市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号列記以外の部分中「別表第1」を「別表」に改め、「下欄に掲げる事務」の次に「及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加え、同号ア中「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第11号

指定管理者選考委員会等条例の一部を改正する条例

指定管理者選考委員会等条例（平成25年横須賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第20項を次のように改める。

20 ヴェルニー公園等指定管理者選考委員会

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（仮称）北こども園設計事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第12号

（仮称）北こども園設計事業者選考委員会条例

（設置）

第1条 （仮称）北こども園の設計を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、（仮称）北こども園設計事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。
- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 市職員

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第7条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

（その他の事項）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。

~~~~~  
 新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第13号**

新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例を廃止する条例

新サービス実用化支援補助事業審査委員会条例（令和5年横須賀市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~  
 横須賀市空家等対策協議会条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第14号

横須賀市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第8条第1項の規定に基づき、横須賀市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(秘密保持義務)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他の事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~  
 三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第15号**

三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会条例

(設置)

第1条 三笠公園における本庁地区の集客及び交流の拠点としての機能を拡充する事業の整備並びに当該公園の運営を行う事業者の選考等に関し、市長の諮問に応ずるため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業整備運営事業者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事業者の選考基準等について検討し、市長に意見を具申すること。

- (2) 事業者の提案書等を審査し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者の選考等に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 市職員

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員（委員の職を退いた者も含む。）及び前条の規定により委員会に出席した者は、委員会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

~~~~~  
 職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第16号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和26年横須賀市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「2,123」を「2,121」に、「318」を「313」に、「455」を「450」に、「3,436」を「3,424」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~  
 コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

**横須賀市条例第17号**

コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例

(コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 コミュニティセンター条例（平成19年横須賀市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表横須賀市坂本町2丁目26番地の項中「坂本町2丁目26番地」を「坂本町1丁目19番地」に改める。

別表第1逸見コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

|              |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 坂本コミュニティセンター | 学習室 | プレイルーム |
|--------------|-----|--------|

別表第1大津コミュニティセンターの項中「図書室 ファミリールーム」を「図書室」に改める。

別表第2第1項の表坂本コミュニティセンターの項を次の



ように改める。

|              |      |     |     |
|--------------|------|-----|-----|
| 坂本コミュニティセンター | 多目的室 | 400 | 800 |
|              | 軽運動室 | 300 | 600 |
|              | 会議室  | 200 | 400 |
|              | 和室   | 100 | 200 |

第2条 コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

|               |                |                 |
|---------------|----------------|-----------------|
| 北下浦コミュニティセンター | 横須賀市長沢2丁目6番40号 | 北下浦コミュニティセンター分館 |
|---------------|----------------|-----------------|

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条、第11条、第12条関係）

1 センター

|               |                                       |
|---------------|---------------------------------------|
| 田浦コミュニティセンター  | 図書室                                   |
| 逸見コミュニティセンター  | 図書室                                   |
| 坂本コミュニティセンター  | 学習室 プレイルーム                            |
| 衣笠コミュニティセンター  | 図書室 プレイルーム                            |
| 池上コミュニティセンター  | 学習室 研修室1 研修室2<br>娯楽室1 娯楽室2 大広間 プレイルーム |
| 大津コミュニティセンター  | 図書室                                   |
| 浦賀コミュニティセンター  | 図書室 プレイルーム                            |
| 鴨居コミュニティセンター  | 学習室 トレーニング室                           |
| 北下浦コミュニティセンター | 図書室                                   |
| 長井コミュニティセンター  | 図書室                                   |
| 武山コミュニティセンター  | 図書室 学習室 プレイルーム                        |
| 西コミュニティセンター   | 図書室                                   |

2 分館

|                 |                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------------------|
| 北下浦コミュニティセンター分館 | 小体育室 学習室兼図書室<br>談話室1 談話室2 ミーティングルーム 教養娯楽室 遊戯室 工作室 天体観測室 |
|-----------------|---------------------------------------------------------|

別表第2第1項の表北下浦コミュニティセンターの項を次のように改める。

|               |       |     |       |
|---------------|-------|-----|-------|
| 北下浦コミュニティセンター | 集会室   | 600 | 1,200 |
|               | 第1学習室 | 300 | 600   |
|               | 第2学習室 | 200 | 400   |
|               | 和室    | 200 | 400   |
|               | 調理実習室 | 300 | 600   |
|               | 美術工芸室 | 300 | 600   |
|               | 音楽室   | 300 | 600   |

別表第2第2項の表に次のように加える。

|                 |      |     |     |
|-----------------|------|-----|-----|
| 北下浦コミュニティセンター分館 | 大会議室 | 300 | 600 |
|                 | 小会議室 | 100 | 200 |
|                 | 会議室1 | 200 | 400 |
|                 | 会議室2 | 200 | 400 |
|                 | 会議室3 | 200 | 400 |
|                 | 和室   | 200 | 400 |

(コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の一部改正)  
第3条 コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（令和5年横須賀市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の改正規定を次のように改める。

第5条各号列記以外の部分中「池上コミュニティセンター」を「センター（池上コミュニティセンター及び北下浦コミュニティセンター分館に限る。以下この項及び第8条において同じ。）」に改め、同条第1号及び第2号中「池上コミュニティセンター」を「センター」に改め、同条に次の5項を加える。

2 市長は、適当と認めるときは、指定管理者にセンター（北下浦コミュニティセンター分館に限る。）の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

3 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者（使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

4 使用者が前項の規定により支払う利用料金の額は、第13条第1項に規定する使用料と同額とし、同条第2項の規定に準じて納入しなければならない。

5 指定管理者は、利用料金の減免及び還付については、第13条第3項又は第14条の規定に準じて行うものとする。

6 第13条及び第14条の規定は、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、適用しない。

第9条第2項の改正規定並びに第10条第2項及び第3項の改正規定中「北下浦コミュニティセンター」を「北下浦コミュニティセンター分館」に改める。

第11条第2項、第12条第1項各号列記以外の部分、第16条及び第17条の改正規定を次のように改める。

第11条第2項及び第12条第1項各号列記以外の部分中「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター分館」を加える。

第13条第1項中「使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

第16条及び第17条中「池上コミュニティセンター」の次に「及び北下浦コミュニティセンター分館」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第1大津コミュニティセンターの項の改正規定 令和6年5月1日

企業立地等促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第18号

企業立地等促進条例の一部を改正する条例

企業立地等促進条例（平成10年横須賀市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「若しくは増築」を「、増築若しくは改築」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第2項」を「第4条の2」に改め、同項第2号中「する」を「し、かつ、当該操業又は供用を10年以上継続する見込みがある」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次条第3項」を「次条第2項」に改める。

第4条の見出しを「（課税免除及び不均一課税）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「この項及び次項において」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

（奨励金の交付）

第4条の2 市長は、今後の成長が見込まれるものとして市長が指定する分野の事業であって、本市の産業の振興への寄与が特に期待できるものを行う対象企業（前条第1項各号のい

ずれかの奨励措置の適用を受ける対象企業であって、第2号に掲げる奨励金の交付を受ける場合にあつては、同号に掲げる設備投資を行う対象企業に限る。)又は大規模な設備投資(当該設備投資を行う期間が5年以内であるものに限る。)を行う対象企業(前条第1項第3号の奨励措置の適用を受ける対象企業に限る。)に対し、予算の範囲内において、次に掲げる奨励金を交付することができる。この場合において、奨励金は、5年以内に分割して交付することができる。

- (1) 立地に対する奨励金 対象企業の投下資本額の100分の10以内の額(5億円を限度とする。)
- (2) 新規性の高い設備投資に対する奨励金 対象企業の投下資本額の100分の10以内の額(3億円を限度とする。)
- (3) 大規模な設備投資に対する奨励金 対象企業の投下資本額から規則で定める額を控除した額の100分の5以内の額(5億円を限度とする。)

2 前項に規定する奨励金の交付は、同一の投下資本について1回限りとする。

3 第1項第2号及び第3号のいずれにも該当するときは、当該奨励金の交付を受ける対象企業に有利ないずれか一の奨励金の交付を行うものとする。

第5条第1項及び第3項中「前条」を「前2条」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「第4条」の次に「及び第4条の2」を加え、「同条」を「これらの条」に改め、同条第3号中「同条第2項」を「第4条の2」に、「5年」を「10年」に改め、同条第5号中「同条第2項」を「第4条の2」に改める。

第9条中「第4条」の次に「及び第4条の2」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の企業立地等促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励措置の適用の申請があつたものについて適用し、同日前に申請があつたものについては、なお従前の例による。

老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

#### 横須賀市条例第19号

老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

老人デイサービスセンター条例(平成5年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(位置及び名称)

第2条 センターの位置及び名称は、次のとおりとする。

位置 横須賀市湘南鷹取4丁目7番1号

名称 横須賀市立鷹取老人デイサービスセンター

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

婦人保護施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

#### 横須賀市条例第20号

婦人保護施設の設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

婦人保護施設の設備等に関する基準を定める条例(平成24年横須賀市条例第57号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

女性自立支援施設の設備等に関する基準を定める条例

本則(第8条、第12条(第2項を除く。)、第14条第4項、第15条、第16条及び第17条を除く。)中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第1条中「売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法

律第52号)第12条第1項」に改める。

第2条中「社会福祉事業に関する熱意及び能力」を「女性の人権に関する高い見識と専門性」に改め、「において」の次に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改める。

第3条の見出し中「最低基準」を「基準」に改める。

第5条第1項中「具体的計画」の次に「(第16条第4項において「非常災害計画」という。)」を加え、「立てておかなければ」を「策定しなければ」に改め、同条第2項中「救出等に係る」を「救出その他」に改める。

第8条を削る。

第7条中「処遇」を「支援」に改め、「5年間保存し」を削り、同条を第8条とする。

第6条第1項中「処遇」を「支援」に、「を設置する等」を「の設置その他の」に改め、同条第2項中「処遇」を「支援」に、「売春防止法第34条に規定する婦人相談所」を「市長」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組み等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

第11条を削る。

第10条第1項中「でなければ」を「としなければ」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号ア中「4.95平方メートル」を「9.9平方メートル」に改め、同号イ中「共同廊下」を「廊下」に、「直面して」を「直接面して」に改め、同号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

第10条第4項第4号中「講じなければならない」を「講じる」に改め、同条を第11条とする。

第9条各号列記以外の部分中「能力と熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い見識と専門性」に改め、同条第1号中「もの又は」を「者又は」に、「更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する活動」に、「もので」を「者で」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りではない。

第12条を次のように改める。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その

業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第18条を第21条とし、同条の前に次の2条を加える。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第20条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第16条及び第17条を削る。

第15条各号列記以外の部分中「婦人保護施設は」を「女性自立支援施設は」に、「当該婦人保護施設」を「当該女性自立支援施設」に改め、「別に」を削り、同条を第18条とする。

第14条第4項中「婦人保護施設は」を「女性自立支援施設は」に、「当該婦人保護施設」を「当該女性自立支援施設」に改め、「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない」に改め、同条を第17条とする。

第13条の見出しを「（食事の提供）」に改め、同条第1項中「給食」を「食事」に改め、同条第3項を削り、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

第12条の次に次の2条を加える。

(居室の入所定員)

第13条 1の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童

を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、1の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

~~~~~  
横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上地克明

横須賀市条例第21号

横須賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横須賀市国民健康保険条例（昭和34年横須賀市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条の2を削る。

第10条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「法附則第7条第1項に規定する被保険者（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第11条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項前段中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、同項後段を削る。

第12条の見出し及び同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同条第4項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者と」を「被保険者と」に改める。

第13条を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第13条 第11条の賦課額は、令第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

第13条の2を削る。

第14条第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」及び「の初日」を削り、「一般被保険者の数」を「被保険者の見込数」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「の初日における一般被保険者」を「における被保険者」に、「世帯の数」を「世帯の見込数」に、「一般被保険者が属する世帯であって、同日」を「被保険者が属する世帯であって、特定同一世帯所属者が被保

除者の資格を喪失した日の前日」に、「数に2分の1」を「見込数に2分の1」に、「一般被保険者が属する世帯であって特定月」を「被保険者が属する世帯であって特定月」に、「数に4分の1」を「見込数に4分の1」に改める。

第14条の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項前段中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、同項後段を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「第14条の7」を「第14条の6」に改める。

第14条の5を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5 第14条の3の賦課額は、令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

第14条の6を削る。

第14条の7第1項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」及び「の初日」を削り、「一般被保険者の数」を「被保険者の見込数」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「の初日における一般被保険者」を「における被保険者」に、「世帯の数から特定世帯の数」を「世帯の見込数から特定世帯の見込数」に、「特定継続世帯の数」を「特定継続世帯の見込数」に改め、同条を第14条の6とする。

第14条の8第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削り、同条を第14条の7とする。

第14条の9を第14条の8とする。

第14条の10中「一般被保険者」とあるのは「介護納付金賦課被保険者」と、」を削り、「第14条の12」を「第14条の11」に改め、同条を第14条の9とする。

第14条の11中「第14条の9」を「第14条の8」に改め、同条を第14条の10とする。

第14条の12第1項第2号及び第3号中「の初日」を削り、「数」を「見込数」に改め、同条を第14条の11とする。

第14条の13中「第14条の10」を「第14条の9」に改め、同条を第14条の12とする。

第19条第1項中「、第13条」及び「、第14条の5」を削り、「第14条の9」を「第14条の8」に改め、同条第2項中「、第13条」及び「、第14条の5」を削り、「第14条の9」を「第14条の8」に改め、「又は第13条」を削る。

第19条の2第1項中「(第13条において準用する場合を含む。）」及び「(第14条の5において準用する場合を含む。）」を削り、「第14条の9第1項」を「第14条の8第1項」に改める。

第19条の3第1項中「(同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割の額を含む。）」を削り、同条第3項中「第14条の7」を「第14条の6」に、「第14条の7第3項」を「第14条の6第3項」に改める。

第19条の4第1項各号列記以外の部分中「又は第13条」を削り、同項第1号中「(第13条において準用する場合を含む。）」を削り、同項第2号中「(同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割の額を含む。）」を削り、同条第2項前段中「前項に規定する基礎賦課額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同項後段中「保険料率」を「前項に規定する保険料率」に、「基礎賦課額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同条第3項後段中「及び前項」、「第1項中」及び「又は第13条」を削り、「第14条の3又は第14条の5」を「第14条の3」に改め、「(第13条において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第14条の5において」を「において」に、「第14条の7」を「第14条の6」に、「第14条の7第2項」を「第14

条の6第2項」に改め、同条第4項後段中「第1項及び第2項中」を「第1項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。）」が」と、」に改め、「第1項中」及び「又は第13条」を削り、「第14条の9」を「第14条の8」に改め、「(第13条において準用する場合を含む。）」を削り、「第14条の10」を「第14条の9」に、「第14条の12」を「第14条の11」に改め、「額(同条の規定するところにより算定した退職被保険者等に係る被保険者均等割額を含む。）」とあるのは「額」とを削り、「第14条の12第2項」を「第14条の11第2項」に改める。

附則第3項前段中「附則第13条」を「附則第5条」に改める。
附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第22号

横須賀市介護保険条例の一部を改正する条例

横須賀市介護保険条例(平成12年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第11条各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号及び第2号中「34,800円」を「33,300円」に改め、同条第3号中「48,720円」を「46,480円」に改め、同条第4号中「52,200円」を「50,500円」に改め、同条第5号中「59,160円」を「62,220円」に改め、同条第6号中「69,600円」を「73,200円」に改め、同条第7号列記以外の部分中「76,560円」を「80,520円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第8号列記以外の部分中「83,520円」を「87,840円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第9号列記以外の部分中「90,480円」を「95,160円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第10号列記以外の部分中「93,960円」を「98,820円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第11号列記以外の部分中「104,400円」を「109,800円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第12号列記以外の部分中「118,320円」を「124,440円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第13号列記以外の部分中「125,280円」を「139,080円」に改め、同号ア中「600万円」を「500万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第14号列記以外の部分中「132,240円」を「153,720円」に改め、同号ア中「600万円以上800万円」を「500万円以上600万円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第15号列記以外の部分中「139,200円」を「168,360円」に改め、同号ア中「800万円以上1,000万円」を「600万円以上700万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第17号イ又は第18号イ」に改め、同条第16号列記以外の部分中「146,160円」を「175,680円」に改め、同号ア中「1,000万円以上1,500万円」を「700万円以上800万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第18号イ」を加え、同条第17号中「153,120円」を「204,960円」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号の次に次の2号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 183,000円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。))

(18) 次のいずれかに該当する者 190,320円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。

第13条第3項中「若しくは第16号イ」を「、第16号イ、第17号イ若しくは第18号イ」に、「から第16号」を「から第18号」に改める。

附則第5条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「20,880円」を「20,860円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「31,320円」を「31,840円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「48,720円」を「50,140円」に改める。

附則第11条を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
2 改正後の横須賀市介護保険条例の規定は、令和6年度分の介護保険料から適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第23号

都市公園条例等の一部を改正する条例

(都市公園条例の一部改正)

第1条 都市公園条例(昭和34年横須賀市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第9号中「とめおく」を「留め置く」に改める。

第23条中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

第39条中「同条第8項の規定により」を「同条第8項に規定する」に改める。

別表第1の2を次のように改める。

別表第1の2(第3条、第4条関係)

馬堀海岸公園 長沢村岡公園

別表第2 湘南鷹取5丁目第2公園根岸公園長沢村岡公園富浦公園の項中

「湘南鷹取5丁目第2公園

根岸公園 を「根岸公園 長沢村岡公園」に改め、同富浦公園」

表馬堀海岸公園の項を次のように改める。

Table with 4 columns: Location (馬堀海岸公園), Facility (水泳プール, 駐車場), Period (7月10日から8月31日まで, 通年), and Time (午前9時から午後5時まで, 午前5時から午後9時まで)

別表第3第1号イの表仮設建築物の項の次に次のように加える。

Table with 4 columns: Location (都市公園法施行令第12条第3項に規定する社会福祉施設), Usage (土地を使用する場合, 工作物その他の物件又は施設を使用する場合), Count (1施設), and Amount (基礎額Aに1,000分の3を乗じて得た額, 基礎額Aに1,000分の3を乗じて得た額及び基礎額Bに1,000分の4.7を乗じて得た額の合計額)

別表第3第1号イの表に備考として次のように加える。
備考

- 1 基礎額Aとは、固定資産税路線価(固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)に基づき算定されたものをいう。)(2以上の路線価が付設された街路に接する都市公園を占有する場合には、市長が特別の事情があると認める場合を除き、最も高い路線価を用いるものとする。)に使用面積を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)をいう。
2 基礎額Bとは、占有する工作物その他の物件又は施設の公有財産台帳登録価格を当該占有する工作物その他の物件又は施設の延床面積で除して得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)に使用面積を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。)をいう。
3 工作物その他の物件又は施設を使用して社会福祉施設を設ける場合の使用料は、この表に定める金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。
4 法第5条の2第1項に規定する公募設置等指針を定めた場合又は社会福祉施設の設置に当たり協定その他土地の使用料に係る取決めを締結している場合における使用料(同項に規定する公募対象公園施設の使用料を除く。)は、この表の規定にかかわらず、この表に定める金額以上であって、法第6条第1項の許可を受ける者が提案する金額を勘案して市長が定める金額とする。

(都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 都市公園条例の一部を改正する条例(令和5年横須賀市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2 湘南鷹取5丁目第2公園根岸公園浦賀7丁目公園久里浜公園長沢村岡公園富浦公園の項の改正規定中「に改める」を「に、「7月4日から9月7日まで」を「7月10日から8月31日まで」に改める」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中都市公園条例第8条、第23条及び第39条の改正規定並びに第2条の規定 公布の日
(2) 第1条中都市公園条例別表第1の2の改正規定及び別表第2 湘南鷹取5丁目第2公園根岸公園長沢村岡公園富浦公園の項の改正規定 令和7年4月1日

消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年3月29日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第24号

消防団条例の一部を改正する条例

消防団条例(昭和39年横須賀市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「960人」を「860人」に改める。

第4条第2号中「及び年齢55歳未満の者」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。